

平成22年(行ウ)第21号 公金支出返還請求事件
原告 渋谷登美子 外2名
被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面 1

2011 (平成23)年7月27日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

補助参加人代理人 弁護士 指 宿 昭 一



補助参加人の主張と反論

- 1 自主団体に対する補助金の趣旨について (原告準備書面 (1) 6頁、第3、3)

原告は、団体の活動が、たまたま行政目的と一致する場面(事業)があり、それが公共性に合致するからこそ、補助金が特定の公共性のある事業に許容されるだけであると主張する。

しかし、補助金は、特定の事業にのみ支出されるものではなく、人権行政に必要な当該団体の活動費用に支出できる (被告準備書面 (1) 第1、3)。被差別当事者の団体の活動を援助することは、人権尊重社会を実現するという嵐山町の行政目的に合致する。

- 2 部落解放同盟嵐山支部会計の支出不明 (原告準備書面 (1) 10頁、第3、5 (6の誤りと思われる)) について
(1) 旅費については、乙3の3に記載されたとおりである。一律で30000円

の支給をしている。

- (2) 需用費については、乙3の4に記載されたとおりである。
- (3) 負担金については、乙3の6に記載されたとおりである。県連会費以外の残額が、全て比企郡協への負担金となっているわけではない。
- (4) 事業費については、活動費（乙3の7）、会議参加費（乙3の8）に記載されたとおりである。

3 嵐山町政による部落解放同盟への特別待遇の状況（原告準備書面（1）17頁、第3、6）について

- (1) 県連等が、嵐山町に対して、総会や研修会への職員の派遣を要請していることについて、原告は次のように主張する。すなわち、研修会等は、「歴史的に被差別であったことからくる今後も差別されるかもしれない存在証明を行政に行なわせ、啓発することが目的である。」（原告準備書面（1）18頁）。

「歴史的に被差別であったことからくる今後も差別されるかもしれない存在証明」とは難解な言葉であるが、要するに、歴史的につくられた部落差別が、完全に解消されたとは言えないから、行政に、①差別に繋がる戸籍の不正取得を防ぐ制度の構築、②同和地区出身であることが狭山事件という冤罪事件の温床になったことから、冤罪を防ぐための刑事司法の可視化、③学校教育で、歴史的に被差別地区であったことを学習させること、④学校教育で差別発言があったので、歴史観の再認識の研修を行なうこと、⑤同和地区の生活状況のアンケート結果などを繰り返し学習させること等を要求して行政を啓発する。そのために、行政に研修会等の参加要請を行う、ということである。

原告はこれら①～⑤のことを、県連等が行政に要求することが、いかにも違法であるかのごとく主張しているが、差別の解消を運動目的とする部落解放同盟が、これらのことを行政に要求することはむしろ当然である。違法ではない。

(2) さらに、原告は、県連の事業等への職員の参加のうち、「部落解放同盟比企郡市協議会の宿泊をともなう研修等は、『行政に部落解放同盟に従うこと』に従わせる圧力をかけ、懇親することで懐柔し、確認しているといっている。」(原告準備書面(1) 19頁)と主張している。しかし、この原告の主張は、一方的に原告が決めて主張しているだけで、何らの立証がない。部落解放同盟埼玉県連等で、要請の程度を越えて行政に圧力をかけたり、懐柔したことはない。

(3) また、嵐山町と部落解放同盟埼玉県連合会との間に年3回の市町村交渉があることについて、原告は、「毎年3回の交渉の繰り返しは歴史的被差別である存在証明を啓発する圧力団体としての効果があり、別表3で示した部落解放同盟主催の研修会等への参加を被告が受け入れざるを得ない状況を作り出している。」(原告準備書面(1) 20頁)と主張している。

しかし原告ら自身も認めるように、結婚差別や就職差別などの心理的差別は現在でも根強く残っている(原告準備書面(1) 25頁、第3(第4の誤りだと思われる)2)。差別の根絶を目指す部落解放同盟が、差別解消のための行政施策を市町村に求め、要請することは当然である。行政側も、解放同盟埼玉県連からの要望を行政の視点から検討し、不要だと行政が判断したものは断り、必要だと判断したものを行なうという関係にある。原告らの主張するような「研修会等への要請を被告が受け入れざるを得ない状況を作り出している」わけではない。県連が要望しても、実現しない方が多い。部落解放同盟埼玉県連の要請は、人権尊重社会を目指すための行政への要請以上のものではない。

(4) 原告らは、嵐山支部からの要望は身勝手なものであると断定している(原告準備書面(1) 20頁、第3、6(3))。しかし、原告らが「身勝手である」と断じた嵐山支部の嵐山町への要望とは、ア) 吉田集会所周辺の道路整備、イ) 町立吉田集会所の備品整備と古くなったエアコンの交換、ウ)

町立吉田集会所の耐震診断の3点である。これらアからウは、どれも要望として当然の内容で、これらを町に要望しても、「身勝手である」と非難されるようなものではない。嵐山町としては、嵐山支部からこれらの要望が出されても、他の行政施策との兼ね合いをの中から、実現できないものは断り、実現できるものは実現することになる。町に要望すること自体が「身勝手である」とする原告らの主張は到底納得できない。

原告らは、部落解放同盟埼玉県連は、運動方針の実現を非公開の交渉で求めると主張する（(原告準備書面(1) 21頁、第3、6(3)ウ)。しかし、県連と嵐山町との交渉は非公開ではない。この点の原告らの主張には、事実誤認がある。

- (5) 原告らは、吉田集会所事業、部落解放同盟主催の研修会や大会への職員参加、町民への啓発事業等、嵐山支部への補助金以外の事業で、嵐山町が経費支出をしていることを理由に、県連が支部への補助金申請を行なうことは「二重の要求」に当たると主張する（原告準備書面(1) 22頁、第3、6(4)）。

しかし、原告らが指摘する吉田集会所事業、部落解放同盟主催の研修会や大会への職員参加、町民への啓発事業等は、嵐山町が人権施策として本来やるべきことを行なっているに過ぎない。支部の補助金申請は、これらとは別に、支部の人権活動への補助を求めるもので別の事業である。嵐山町が本来的に行なうべき町の人権施策と支部の人権活動に対する補助金交付は、嵐山町の人権施策として両立する施策であり、どちらか一方にしか予算を支出できないという関係にはない。「二重の要求」にあたるとの原告らの批判は妥当でない。

また、人権フェスティバル等は、町と運動団体との共同事業であるから、町が労務を提供することはむしろ当然で、何ら非難されるいわれはない。これらの共同事業は、人権のまちづくりとして大きな成果を上げている。

(6) さらに、原告らは、「もはや、解放同盟にかかる人権侵害を打開する緊急性があるか否かは明らかではなく」、「現実には発生している人権侵害の事象そのものへの補助金交付に切り替えることが公益に資する。」と主張する(原告準備書面(1) 22頁、第3、6(4))。

しかし、1995年以降の2005年までの10年間でさえ、埼玉県で起きた主要な部落差別事件は15件に及んでいる(丙1)。これら一つの事件を見ると、いまだに部落差別による重大な人権侵害が行なわれていることが切実に感じられる。埼玉県において、今現在でも、部落差別による重大な人権侵害が現実には発生しているのである。原告らの主張は、これら現実の部落差別の実態の無理解から行われていると断ぜざるを得ない。

(7) 原告らは、「部落解放同盟と嵐山町は主従関係が出来上がっている状況に等しい。」(原告準備書面(1) 23頁、第3、6(5))と主張するが、そのような事実はない。解放同盟の要望が受け入れられないことの方が多いという事実からも、原告らの主張が誤りであることが判る。

以上